子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

御坊市長様

年　　月　　日

受付印	保護者住所　御坊市 フリガナ 保護者氏名　　㊞ 連絡先 TEL　父：　　母：　　自宅等：

※申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

フリガナ		性別	男・女	生年月日
申請子ども				年　　月　　日
		個人番号（マイナンバー）		

認定希望日（施設利用開始日）	年　　月　　日		
利用希望施設・事業	認可外　・　一時預かり 病児保育・ファミサポ	施設名・事業名	
	認可外　・　一時預かり 病児保育・ファミサポ	施設名・事業名	

認定種別	
	□　第2号　申請子どもは、認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過している場合
	□　第3号　申請子どもは、認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある場合

※上記「認定種別」が第3号（3歳未満児）の場合記入してください。

認定希望日の前年1月1日現在の住所	（母親）	□　現住所と同じ	（父親）	□　現住所と同じ
認定希望日の前々年1月1日現在の住所	（母親）	□　現住所と同じ	（父親）	□　現住所と同じ

申請に係る児童の家族の状況（申請児童を除く世帯員を記載してください。）

児童の世帯員（住民票上同住所の方・祖父母等も含む。）	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	職業又は通学先	※個人番号（マイナンバー）は第3号の方のみ記入 父・母及び生計の中心者のみ記入してください。

保護者が保育を必要とする理由（番号にてお選びください。）

続柄	番号	保育を必要とする理由
父		① 勤務（正規・臨時・パート等）　② 自営業（個人事業主等） ③ 内職　④ 妊娠・産後　⑤ 疾病　⑥ 障害　⑦ 災害 ⑧ 親族の介護・看護　⑨ 求職活動　⑩ 就学　⑪ 育児休暇 ⑫その他（　　）
母		

添付書類　（以下の中から該当する書類を添付してください。）

上記番号	保育を必要とする理由	必要書類	詳細
①②③	就労されている方（月４８時間以上）	就労証明	勤務先で在籍の証明を受けてください。（予定の場合、内定の証明）
	自営業の方(自宅外自営、親族経営等の自営を含む。)	就労証明	自営業の場合、地区の民生児童委員に証明を受けてください。
④	出産前後の方（出産予定日の当月とその前後２カ月に限る。）	病状証明	母子健康手帳の写しを添付してください。（氏名と出産予定日が記載されているページ、医師の証明は不要）
⑤	保護者が病気の方	病状証明	病状証明に医師の証明を受けてください。 医師の証明に代わるものがあればご相談ください。
⑥	保護者が障害をお持ちの方	病状証明	障害による手帳等の交付を受けている方 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付してください。（医師の証明は不要） 交付を受けていない方…病状証明に医師の証明を受けてください。
⑧	保護者が介護している方	病状証明（看護用）	介護が必要な方が介護保険証、障害手帳等の交付を受けている方 介護保険証、医師の診断書、身体障害者手帳等の写しを添付してください。（医師の証明は不要） 交付を受けていない方…病状証明に医師の証明を受けてください。
⑨	保護者が求職中の方（有効期間の開始日から９０日を経過する日の月末まで）	求職活動状況申立書	求職活動中であることを証明するものを添付してください。 （ハローワークカードの写し等）
⑩	保護者が学校に在学中の方	就学証明	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)、学生証等があればその写しを添付してください。
⑪	育児休業中に、すでに保育を利用している子どもがおり継続利用が必要な方	就労証明	勤務先に在籍中で、育児休業を取得中である旨の証明を受けてください。 就労時の労働条件、育児休業の復帰予定日を記載してください。

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども･子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定を申請します。

保護者氏名

㊞